

意見募集案件	宿泊税条例の制定について
担当課	財務部 税務課 電話 011-372-3311 内線3711
意見募集期間	令和7年12月22日(月)から令和8年1月20日(火)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所(税務課)及び各出張所 エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島1月1日号(概要のみ)
意見の提出方法・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・オンラインによる提出(市ホームページから提出) ・持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと <p>※住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。</p> <p>※市外にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。(通勤・通学等)</p> <p>財務部 税務課 郵便番号 061-1192(住所不要) 電話 011-372-3311 ファックス 011-372-1131 電子メールアドレス zeimu@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表予定時期	令和8年1月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための財源として、北広島市内の宿泊施設に宿泊される方に対して課税する宿泊税(法定外目的税)の導入に向けて条例を制定します。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添「宿泊税条例の制定について」のとおり</p> <p>(3) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 宿泊税の導入により、観光客の利便性や快適性、新たな魅力の提供を通じた周遊性や滞在性の向上など、観光のさらなる推進に向けた取組を戦略的かつ計画的に進めることができようになり、市民に対しても利益としてもたらされるとともに、北広島市を訪れる方にも多くの受益があると考えています。</p>
対象となる政策等の原案	別添「宿泊税条例の制定について」のとおり
その他	パブリックコメント後のスケジュール 令和8年3月(第1回定例会)に条例案を提出し、令和9年10月から条例施行(徴収開始)予定